

静岡県立小山高等学校（定時制）

いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に対する基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめの早期対応
 - (4) 重大事態への対処

第2章 組織

第3章 いじめの防止及び対応

- 1 いじめの未然防止
 - (1) 信頼関係を醸成するための取り組み
 - (2) いじめ防止についての取り組み
- 2 いじめの早期発見
- 3 いじめへの早期対応

第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態の定義
- 2 重大事態への対応
 - (1) 重大事態対応委員会の設置
 - (2) 重大事態対応委員会の対応
- 3 調査結果に対して講じられる支援への対応

令和8年4月1日

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもあるため、背景にある事情や、生徒の感じる被害性に着目して判断する。

具体的な表れとしては、例えば以下のようなものが考えられる。

- (1) 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なこと等を言われる。
- (2) 仲間外れ、集団から無視をされる。
- (3) 体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする。(軽いもの、遊ぶふりによるものも含む)
- (4) 金品をたかられる。
- (5) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (6) 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なこと等をされたり、させられたりする。
- (7) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (8) 複数の生徒が結託し、明らかに優位な力関係にある状況下で一方的に不快な行為を受ける。

2 いじめの理解

本校においては、「いじめ」については次のように理解する。

- (1) いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうる。
- (2) いじめは、時として生命又は心身に重大な危険を生じさせる。
- (3) いじめる側、いじめられる側が入れ替わり、両方の立場を経験することもある。
- (4) はやし立てる生徒、見て見ぬ振りをする生徒の存在がいじめを助長する。
- (5) いじめは、周りの生徒や大人の見えない所で、わからないように行われることも多い。
- (6) いじめは、規範意識が薄く規律の弱い集団で起きやすい一方、規律が過度に強い集団でも起こりうる。
- (7) いじめは仲の良いグループの中で起きることも多い。
- (8) いじめを受けている生徒が、いじめを受けていることを認めないことがある。
- (9) いじめている生徒が、いじめをしているという認識が薄いことがある。
- (10) いじめを解決する誠意と能力が学校や教員にある、という生徒からの信頼があれば、いじめについての情報が生徒や保護者から寄せられる。

3 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

講演会、学校行事、特別活動、その他の活動を通していじめを未然に防止する。

(2) いじめの早期発見

アンケート、教員の観察、生徒や保護者からの申し出等から、いじめを早期に発見する。

(3) いじめへの早期対応

教員、生徒、保護者、外部機関等が連携し、速やかにいじめ解決に向けての対応をとる。

(4) 重大事態への対処

生徒の心身に重大な被害が生じた場合、欠席が長期に及んだ場合は、重大事態として対処する。

第2章 組織

本校定時制では、いじめ防止対策推進法に基づき「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員の構成は、すべての定時制職員（校長、教頭、教務課長、生徒課長、養護教諭、全学年の正副担任等）とし、召集責任者は教頭とする。必要に応じて学校医、スクールカウンセラー等外部専門家や、関係機関との連携を図る。ただし、重大事態が発生した場合は「重大事態対応委員会」を設置する。（第4章参照）

第3章 いじめの防止及び対応

1 いじめの未然防止

本校定時制では、さまざまな環境のもとで生活を送る生徒に対して、他を認め、互いに尊重しあう人間関係をつくり、社会性を身につけていくことを望んでいる。学校に自らの居場所を見つけ、安心感を持って学校生活を送ることは、生徒を成長させる基盤である。いじめは生徒の成長をさまたげるものであり、絶対に許されるものではない。一方で、いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうるものである。いじめをなくすため、生徒相互の良好な人間関係の構築、生徒・教職員間の信頼関係の醸成を重点とし、連携・協力して取り組んでいく。

（1）信頼関係を醸成するための取り組み

- ・すべての学年で、年5回（4月、6月、9月、11月、1月）の個別面談を行う。また、必要に応じて臨時の面談を実施する。
- ・新入生、転入生、編入生を対象に、発達障害の傾向を把握するための調査を4月に実施する。
- ・学校行事やLHRを活用した生徒相互の人間関係づくりを行う。

（2）いじめ防止についての取り組み

- ・「いじめ防止基本方針」を学校ホームページ上に公開し、保護者や地域への周知に努める。
- ・新入生オリエンテーションや定時制教育振興会総会（学級懇談会）で、保護者に対していじめ防止に係る学校の取り組みを周知する。
- ・障害のある生徒に対して、教職員が障害への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、必要な支援を行う。
- ・外国にルーツを持つ生徒に対して、言語や文化の差からいじめが起こることがないように、注意深く見守り、定時制生徒支援事業等を活用し、必要な支援を行う。
- ・LGBTQ+に対するいじめを防止するため、性同一障害や性的指向・性自認について、教職員への研修等を行う。
- ・御殿場警察署生活安全課スクールサポーター、御殿場市家庭児童相談室等外部機関と連携をはかり、情報共有に努める。

2 いじめの早期発見

いじめには様々な原因や形態があるため、いじめを早期に把握するために本校では以下の方法で、複眼的にいじめの把握に努める。

- （1）日常的に生徒に接するすべての教職員による観察
- （2）面談で得た情報を教職員間で共有するための情報交換会を年5回実施（4月、6月、9月、11月、1月）。必要に応じて臨時の情報交換会も実施する。
- （3）養護教諭による観察（随時）
- （4）生徒・保護者からの情報提供（随時）
- （5）年2回（7月及び12月）に実施する「生徒・生活アンケート（いじめ調査を含む）」。

て臨時のアンケートを実施する。

- (6) 学校医による健康相談（毎月1回）
- (7) 警察、児童相談室等の関係機関からの情報提供（随時）
- (8) 教育相談（カウンセリング等）、特別支援教育について、計画的に教職員の研修を実施する。

3 いじめへの早期対応

いじめやいじめが疑われる行為を発見又は相談を受けた場合には、教職員は直ちに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげなければならない。「いじめ防止対策委員会」は報告を受け、速やかに情報の整理や校内組織の活用や外部機関との連携等今後の対応について協議を行う。

いじめの把握



いじめ防止対策委員会による情報の整理と今後の対応についての協議

（いじめ防止対策委員会は生徒の異変に気づいた段階で速やかに招集する。）



いじめ防止対策委員会の協議の結果を受けての対応例

- ・情報が不足している場合 → 関係教職員、生徒、保護者等を通しての更なる情報収集
- ・日常レベルの対応で済む軽度なものだった場合 → すべての教職員による日常的指導
- ・精神的なケアが必要な場合 → 養護教諭又はスクールカウンセラーによる教育相談
- ・生徒課の定める生徒指導に該当する場合 → 生徒課との協議
- ・いじめと判断されるが、好意から行った行為や障害特性からくる行為の場合
→ 御殿場特別支援学校小山分校への相談
双方や関係者に理解を求めながら対応する。
- ・校内組織だけでは対応できない場合 → 外部機関（下のとおり）との連携に向けた協議
＊いじめの原因、形態、発覚の経緯に応じて上の対応を組み合わせる。

（近隣の連携先外部機関一覧）

- 御殿場警察署生活安全課 御殿場市北久原 439-2 電話 0550-84-0110
- 小山町子ども育成課 学校教育 電話 0550-76-6122
- 御殿場市健康福祉部 社会福祉課 電話 0550-82-4136
- 東部児童相談所 沼津市高島本町 1-3 電話 055-920-2085 055-920-2191
- 静岡県総合教育センター教育相談班 電話 0537-24-9738
- 御殿場特別支援学校小山分校 駿東郡小山町竹之下 369 電話 0550-76-7700 等

第4章 重大事態への対応

1 重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合をいう。

- （1）いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認知したとき。具体的には次のような例が考えられる。

- ①子どもが自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合 等

- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。ただし 30 日未満であっても状況に応じて判断する。
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

2 重大事態への対応

- (1) 重大事態が確認された場合、県教育委員会に報告・連絡・相談し、指導・助言・支援をうけながら以下の①～⑤を実施する。

- ① 対象生徒及びその保護者等に対する調査実施前の事前説明

学校【教育政策課】、【義務教育課、高校教育課、又は特別支援教育課】が同席する場合がある）は、対象生徒及びその保護者に対して、「いじめ重大事態の調査に関する事前説明（対象生徒及び保護者）」を用いて調査実施前の事前説明を行う。

- ② 調査の主体の決定

①の結果を踏まえ、県教育委員会は、調査の主体を決定する。【義務教育課、高校教育課、又は特別支援教育課】は、対象生徒及びその保護者に調査組織を伝達する。

- ③ 調査の実施

調査の実施に当たっては、調査組織において、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査機関の見通しについて検討する。調査を通して、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。また、調査の進捗状況や今後のスケジュールは、調査主体が対象生徒及びその保護者等に適宜報告する。なお、調査報告書が完成する段階で、対象生徒及びその保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や、調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、対象生徒及びその保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で追加調査を行う。

- ④ 対象生徒及びその保護者に対する調査結果の説明

調査報告書に基づき、調査主体は対象生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等を説明する。その際、重大事態調査結果を県知事に報告するに当たって、対象生徒及びその保護者からの所見書を提出することが可能であることを説明する。

- ⑤ いじめを行った生徒及びその保護者に対する調査結果の説明

調査報告書に基づき、調査主体は、対象生徒及びその保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った生徒及びその保護者に対しても説明を行う。

附則 平成 26 年 3 月 1 日制定し、施行する

附則 平成 30 年 10 月 1 日改定し、施行する

附則 令和 8 年 4 月 1 日改訂し、施行する